

近現代の山岳宗教と修験道

——神仏分離令と神道指令への対応を中心に——

宮 家 準

序

慶応四年（二九六八）の神仏分離令と昭和二〇年（一九四五）二月一日にGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）が出した神道指令はいずれもその後の宗教界に大きな転換をもたらした。そしてそれぞれについての研究もなされている。⁽¹⁾まず神仏分離について見ると、神道史の立場からは国家神道成立に到る過程として捉えられ、仏教史では廃仏毀釈に重点が置かれてきた。⁽²⁾また修験道史では吉野、羽黒、英彦山など修験霊山の神仏分離がとりあげられてきた。こうしたことから神仏分離の研究は主として『神仏分離史料』全五巻をもとに、中央の大社や廃仏毀釈が激しかった事例やその思想的背景をなす国学に重点が置かれてきた。⁽³⁾もつとも神仏分離令後の法令には朝令暮改的なものが多かった。この暮改をもたらしたものは、一つには真宗などの仏教界

の反対、信教の自由の視点からの欧米の批判、三つには民俗宗教にもとづく民衆の反発があった。一方神道指令は米国の占領政策を信教の自由、政教分離にもとづくとの視点から捉えられてきた。⁽⁴⁾

これに対して本小論では、この神仏分離と神道指令のうち、まず（一）で神仏分離をとりあげ、それに対する諸霊山と里修験の対応を紹介する。ついで（二）で、修験道廃止と天台宗・真言宗所属後の修験本山や里修験の動向を紹介する。そして（三）「霊山信仰の盛行」では仏教教団所属後の聖護院や醍醐三宝院の峰入による霊山信仰の盛行を跡づける。（四）では戦後の霊山の神社での登拝や修験行事などの復活を境内地払いさげ運動と関連づけて分析し、（五）では戦後の修験教団や修験系新宗教についてふれる。そして最後に神仏分離令、神道指令に対する宗教界の対応のうちにその根底にある民俗宗教の山岳信仰について考察

することにしたい。

一、神仏分離と修験霊山・本山

慶応四年（一八六八）三月一七日、明治政府の神祇事務局は諸社に対して

（二）「今般王政復古旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ僧形ニテ別当或ハ社僧杯ト相唱ヘ候輩ハ復飾被仰出候。若復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ可申出候仍テ此段可相心得候事。

但別当社僧の輩復飾ノ上ハ是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間当今ノ処衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事。

右ノ通相心得致復飾候面々ハ当局ヘ届出可申者也。⁽⁶⁾」との布達一六五号によつて神社に僧形で奉仕する別当社僧に復飾を命じている。その際に余儀ない差支えがある時は復飾のうえで神職となり、淨衣を着て神勤する事を認めている。さらに同年の三月二八日には、太政官から

（二）「一、中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事。

但勅祭之神社御宸翰勅額等有之候向ハ是又可伺出、其上ニテ御沙汰可有之候。其余之社ハ裁判鎮台領主支配

頭等ヘ可申出候事。

一、仏像ヲ以テ神体ト致候神社ハ以来相改可申候事。附本地坏ト唱ヘ仏像ヲ社前ニ掛或ハ鰐口梵鐘仏具等之類差置候分ハ早々取除キ可申事」

との第一九六号の布達が出され、権現や牛頭天王などの仏号の神号への変更、神社から仏像、仏具等の撤去が命じられた。この二つの法令は神仏分離（神仏判然令）の中核をなすものである。

この両法令にもとづいて比叡山麓の日吉権現では同年四月一日に社司樹下茂国らによる激しい廃仏毀釈が行なわれた。このこともあって、同年四月一〇日には、太政官から（三）「神仏分離を慎重にすべき令」（太政官布告第二二六号）が出されている。一般には同年にこれに続いて出された（四）「日吉祭の山門取扱を止め一社にて祭式執行の件」（四月一三日、太政官布達第三三五号）、（五）「神祇の菩薩号廃止に関する件」（四月二四日、太政官達）、（六）「別当、社僧還俗の上は神主、社人と称せしむる件」（閏四月四日太政官布告二八〇号）、（七）「石清水八幡宮の大菩薩号廃止の件」（五月三日、太政官布告、第三六六号）、（八）「真宗各派への「神仏分離は廃仏毀釈ではない旨の諭達」（六月二二日、御沙汰第五〇四号）、（九）「石清水八幡宮の放生会を中秋祭と改める件」（七月一九日、太政官達五六八）、（一〇）「北野天満宮神

饌に魚味供進の件」(七月二五日太政官達五八四)、(一一)「僧侶が妄に復飾することを禁じた件」(九月一八日、行政官布告七五二)、(一二)「法華宗三十番神の称を禁止する件」(一

〇月一八日、御沙汰第八六二号)の一二の法令を総称して神仏分離令と呼んでいる。なおともすれば神仏分離(判然)令は廃仏毀釈とむすびつけられているが、これは一部社人の暴挙で、政府は(三)、(八)に見られるように、これを抑えようとしていることがわかる。また(一一)でも、神仏分離は破仏でも僧侶に復飾を強いるものでもないとして

る。
以上の二三の達の内容は大きく次のA B C Dにまとめることができる。

(A) 僧形で神社に奉仕してきた別当(その多くは修験)、社僧を復飾させる(――上記の神仏分離令の番号、以下同様)。その後神社に奉仕を希望する時は神主、社人とする(六)。ただし復飾しないで分離した仏寺に僧侶として奉仕することとはかまわない(一一)。

(B) 古来神格を権現・菩薩・牛頭天王などの仏語で称したものの、日蓮宗の三十番神は禁止する。また神社にある仏像・仏具・鰐口、梵鐘は除去する(二、五、七、一二)。

(C) 神社で仏教的な祭祀をすることを禁じる(日吉祭、北野神社、放生会など、四、九、一〇)。

(D) 神仏分離は排仏毀釈を意図するものではないとして、社人の粗暴を戒めると共に、真宗の門徒などを安心させる(三、八)。

次に代表的な修験霊山である吉野、羽黒、英彦山の神仏分離令に対する対応について簡単に紹介しておきたい。吉野一山に対しては同年六月一三日弁事御役所から蔵王権現を神号にあらため、僧侶は復飾するよう命令が下された。これに対して一山は蔵王権現は仏像ゆえ復飾せず僧侶として奉仕したいと願い出ている。けれども結局明治七年(一八七四)、政府の意を受けた奈良県庁から山内の金峰神社を本社とし、山下蔵王堂(現吉野山蔵王堂)を口の宮、山上蔵王堂(現大峰山寺)を奥宮とし、山内の僧侶は復飾神勤するように命じられた。一山ではこれを受け入れたが、山下蔵王堂や諸院坊の仏像を一山集議所の密蔵院に遷し、その管理を一山の葬式寺だった善福寺に依頼した。ただ山下蔵王堂の三体の巨大な蔵王権現は移動が困難なため、前方に幕をはりめぐらし、その前に鏡をかけ、幣束を立て、金峰神社の分霊を勧請した。一方奥宮でも同様のことが行なわれた。その際山麓の洞川部落が管理していた小笹の堂を山上ヶ岳に移し、そこに山上蔵王堂の仏像や役行者像を安置し、葬式寺だった吉野山の善福寺を洞川の竜泉寺が管理し、両部落の共有とした。ただ登拝者のほとんどはこの行

者堂に参詣した。⁽⁷⁾

出羽三山では神仏分離がはじまったのは、戊辰戦争が終った明治二年五月一八日の後のことだった。羽黒一山ではこれに従って羽黒権現を羽黒神社とし、別当の官田が社司となり、羽黒羽前と名乗った。ただ荒沢寺は仏寺のままとし、山麓衆徒をこれに所属させた。その後明治六年（一八七三）三月教部省は平田派の国学者西川須賀雄を宮司に任命した。西川は羽黒神社を出羽神社と改称し、月山神社（旧月山権現）と湯殿山神社（旧湯殿権現）を統轄した。また羽黒山上の開山堂を蜂子神社と改称し、朝廷から授かったその諡号の照見大菩薩号を返上した。そして翌七年には教部省の承認のもとに、山麓の衆徒を復飾神勤させた。そして彼らを蜂子神社附属の赤心報国教会に所属させて、それぞれが持つ檀那場を回檀させて、神社の玉串を配布させた。一方荒沢寺は正善院、金剛樹院など山麓の檀那寺に護持されて、天台寺院として羽黒修験の法脈を継承した。⁽⁸⁾

英彦山では文久三年（一八六三）三月に尊皇攘夷の勅諭を受け、座主教育を始め一山は長州藩の尊皇派に加担した。けれどもこのことを佐幕派の小倉藩に密告され、二〇余名の修験が同藩に連行された。その後王政復古になると、処刑をまぬがれた者は開放された。そして神仏分離令が施行されると、英彦山権現を廃して、神祇官直支配の神社とな

り、座主は僧正官を返上して復飾し、英彦山神社宮司に任じられた。一山では天皇を崇め神祇を敬うことを旨とした約一二〇人から成る神兵隊が組織され、山内の仏像・仏具・堂塔を破壊した。幸にして大講堂は残されたが、内陣の阿弥陀・釈迦・不動のかわりに祭神の天忍穗耳尊、伊弉諾尊、伊弉冉尊を象徴する三面の鏡を祀る神社の奉幣殿となった。けれども山内に残った九五坊は檀那廻りを継続し、参詣者の宿泊などの便をはかり続けた。⁽⁹⁾

全国各地の修験霊山でも種々の形で神仏分離が行なわれた。けれども明治二年（一八六九）五月一八日まで戊辰戦争が続いたこともあって、神仏分離の実施は諸藩の霊山、社寺でそれぞれ異なっていた。その際多くの霊山や社寺では、各藩県に伺い出て、その指示にもとづいたが、それでも決裁がつかない時は、中央官庁に伺ってその指示に従って実施した。

近世以来、本山派を統轄した聖護院では、慶応四年一月八日に聖護院門跡が還俗して海軍総督となった。もっともその後も園城寺別当と修験道管領は兼職した。一方当山派を統率した三宝院門跡の易宮は明治四年（一八七一）に復飾して閑院宮載仁親王となっている。

こうした中であって、東国に多くの霞を有した本山派の若王子殿役所では、明治二年（一八六九）二月に奥羽両

国并に常州本山修験中に対して、神仏分離令で両部（神道と仏教）習合は相成らずとしているのは、神は神式で祀り、仏には仏の作法で勤め、両者を混淆しないということである。それ故修験者は従来通り有髪妻帯し、古例にのっとりた奉幣式、七社引導、院主の自葬祭を実施するように、との触を出している。⁽¹⁰⁾

そして明治三年（一八七〇）に、聖護院では「本山修験宗派法則」と運営機構を定めている。その宗派法則は、宗旨名義、本尊、専読誦経、門徒教化、加持祈祷、官位、昇進、法衣・法具から成っている。また運営機構として、聖護院内に事務所、法務所、修学所を設けている。そして事務所は裁事住心院僧正・今大路正六位、副裁事小野沢正六位・佐々木正六位・上田法眼、法務所は司裁住心院・今大路維務、司副を伽耶院大僧都・自光坊、司監高橋治・玉木喜間太・清水金之丞・大善院、修学所は督務小野坂正六位、教授上田法眼、助授自光坊から成るとしている。これを見ると院家の住心院を頭にいただき、聖護院の坊官、院家の伽耶院、聖護院内の大善院、盛岡の年行事の自光坊が中核を占めている。なおこの宗則と運営機構は住心院僧正、五流先達中、尊滝院、玉滝坊、観音堂、覚円坊、大聖院、蓮上院、南岳院、東光院、玉林院、十玉院、淨蓮院、不動院、良覚院、岩本坊、南光坊、喜蔵院、養覚院、観音院、十乗

院、五流公卿中、京一派中、八菅山光勝寺一山中、自光坊、東京御役所梅之院に送られている。⁽¹¹⁾

一方三宝院では明治元年一〇月に配下の修験に対して、今回の神仏分離は修験宗廃止ではない。それ故、神社に係している者は復飾神勤しても、修験として勤皇に努められたい。

その際、1 装束は淨衣・鈴懸・白張袴とし、寺院号を苗字とすること。なお神勤専一を命じる府藩県では、次男などに院跡を継がせること。2 神社となった場合は社家、神主に属するが、これは当宮（三寶院門跡）からの離脱を意味しない。3 修験はみだりに復飾しないこと。4 寺内鎮守は清淨に守護すること。5 星供・荒神供、鎮加持・祈祷は修験の職掌である。社人がこの実施を強行する時は朝廷に伺う故、その事柄、相手の姓名を届け出ること。6 巫女職は従前の注連筋にもとづいて継承すること。7 修験一派引導は妻子に到る迄実施すること、の七項目を示している。これによって配下の離脱を最小限度に留めることをはかっているのである。⁽¹²⁾なお、上記のように本・当両派とも一派引導（葬儀）に関わっていたこともあってか、明治三年（一八七〇）六月二十九日には、御一新以来両部分別を目指す太政官の方針にのっとり、修験は凡て仏徒となすとの見解が示されている。⁽¹³⁾

二、修験道廃止

明治五年（一八七二）九月一日、政府は

「修験宗ノ儀自今被廢止本山当山羽黒派共從來ノ本寺所轄ノ儘天台真言兩本宗へ歸入被仰付候条、各地方官ニ於テ比旨相心得管内寺院へ可相達候事

但将来営生ノ目的等無之ヲ以帰俗出願ノ向ハ始末具状ノ上教部省へ可申出候事」

との太政官布告二七三号によって修験宗を廃止した。ここに至ったのは、修験道が、神仏を分離し、権現・牛頭天王・菩薩などの仏号を神号にかえること、僧形で神社に奉仕することを禁じるという神仏分離令に反すること、修験者が一定の檀家を持たずに小祠小堂を祀り、呪術宗教的な活動を行っていたことよって。なお、天台・真言に所屬させたことは、明治三年に太政官から修験者が仏教徒とみなされたこととあわせて、古来修験道がこの両宗と密接な関係を持って展開してきたことよっている。以下この修験廃止にいたった背景について検討したい。

これにはまず修験道で当局が仏号の例としてあげた権現・牛頭天王・菩薩号などが広く用いられていたことがある。権現号は金剛藏王権現・熊野権現など修験霊山の神格の呼称として古来広く用いられてきた。それゆえこれを完

全に廃止させることは困難で、明治二年（一八六九）一月一日には内務省訓第七六九号で、権現号などを私称で用いることを容認し、明治二〇年（一八八七）には神社、寺院、仏堂で古来の慣称としてきた権現号は禁止しないことにしている。⁽¹⁴⁾ ちなみに東北地方の神社で舞われる山伏神楽では、崇拜対象でもある獅子頭を権現様と崇め、それを用いる舞を権現舞と呼んでいる。次に牛頭天王は当初は疫神とされた祇園社（八坂神社）の祭神だが、特に自分を助けてくれた蘇民将来の子孫を疫病から救うとされている。近世期には山伏は「ソミカクダ」と呼ばれたが、これは修験者が治病などの祈祷をしたことに因んで、蘇民将来の語を訛った表現である。また祇園祭には山伏鉦、役行者山が登場し、吉野山を始め修験霊山では祇園社が勧請されている。菩薩は神仏分離令では八幡大菩薩を事例としてあげているが、修験道の始祖とされる役小角（行者）には神変大菩薩、羽黒山の開山能除には照見大菩薩の諡号があげられている。そして修験者の間では読経に際してこの神変大菩薩の名が唱えられている。

ところでさきの本山派の若王子、当山派の三宝院の達に見られるように、修験道の本山では寺院境内の社を淨域として、そこで神を祭る時は潔斎のうえで、淨衣を着用して神式で行ない、修験の本山にはそのまゝ、所属するように指

示している。これは神仏分離を神仏隔離と捉え、近世期を通して神社の祭祀に携ってきた里修験の神と仏を祀ってきた活動を容認して、その動揺を鎮めて掌握をはかっていると考えられる。けれども政府はこれを忌諱して修験者を仏教者として捉えることによって神仏分離の徹底をはかっているのである。

次に明治政府が当初から修験道のように遊行したり、呪術宗教的な活動をする宗教の統制をはかっていたことがある。例えば明治二年（一八六九）に太政官の重役が記した覚には、神仏分離の対象とする宗教として、山伏と陰陽師をあげている。そして、太政官は明治三年閏一〇月一七日に土御門家の陰陽道である天社神道（土御門神道）、明治四年一〇月には六十六部と普化宗（虚無僧）を禁じている。⁽¹⁵⁾なお明治五年六月二八日には修験の自葬を禁じ、葬儀は神官、僧侶に依頼することを命じ、同年一月八日には無檀、無住の寺院を廃している。そしてこの間の同年九月一日に修験道を、同年十一月に僧侶の托鉢を禁じているのである。また明治五年四月には大阪府が巫覡の取締りをはかり、明治六年一月一日には梓巫・市子・憑祈禱・狐下げ・玉占・口寄せなど（教部省布達二）、明治七年六月七日と、その後の明治一五年（一八八二）二月一〇日には、禁厭・祈禱をもって医薬を妨げることを禁じている。なお明治九年

（一八七六）一二月一日には、修験者などの民間宗教者と結びつく、山野路傍に散在する神祠（山神、霊神祠）、仏堂（地藏堂・辻堂）を社寺の境内に移すことを命じている。こうした民間宗教者の活動に禁制が出されたのは、明治五年七月二五日に天変地異が起って世界が泥沼になるとの流言が易者、仏教者、山伏、富士・御岳行者などによってなされたこともあつてのことなのである。⁽¹⁶⁾

明治五年の太政官布告による修験宗の天台・真言両宗への帰入に際しては、聖護院に統率されていた本山派修験、東叡山に所属していた吉野修験・羽黒修験は天台宗に、三寶院に統率されていた当山派修験は、真言宗に包攝された。ただ英彦山は当時神社になっていた。天台・真言両宗では包攝した修験者を次のようにあつかうことを決定した。帰入後は両宗の宗風を習知させる。すなわち教法、勤行、祈禱を習得させ両宗の法服を着用させる。ただし修験は両宗僧侶の次席とし、秘密灌頂・秘法・大法などの阿闍梨、導師を勤めることは認めない。修験寺院の法嗣が幼少の時は後見人を置かせる。また将来永続の見込みのない寺院は処分する。帰入後は先達・年行事の名称を廃止する。⁽¹⁷⁾

その後天台宗は明治七年（一八七四）五月、山門派と寺門派に分裂した。その際、聖護院を本寺とする旧本山派修験は天台宗寺門派に、近世期に東叡山に管轄されていた吉

野修験と羽黒修験は天台宗に所属した。その際、寺門派では修験者を聖護院末として一括して包括する方針をとった。一方天台宗では当初は比叡山の別格本山竹林院、のちには金峯山寺を大本山として末派修験を統轄した。一方真言宗では帰入修験者に、明治六年（一八七三）五月に三寶院および地方庁に調査書を差し出させた。そして翌七年、三寶院道場に配下の修験者を集めて真言宗得度式を行なった。⁽¹⁸⁾以後修験の名称禁止、神仏混淆禁止、修験の衣体着用禁止、易・家相の禁止などの通達が相続く。しかし修験者と真言僧を、こうした形で同化することに僧侶の側に抵抗があった為か、明治九年（一八七六）に定められた真言宗規では、修験は雑宗として行事や法服のうえで区別されている⁽¹⁹⁾。さらに明治一二年（一八七九）以降、修験は近士の名称で呼ばれるようになった。

政府の側では、これらの教団側の施策と並行して、明治七年六月二四日には天台・真言両宗中、旧修験三派のうち町並の借家に居住しているものを廃させている（教部省達書二七）。そして明治八年一〇月二日の達では、復飾した旧修験寺院の建物のうち自費で建造し居住しているものは低価で本人に拂いさげる（内務省達二二九）としている。これらの通達から見ると、政府側では修験寺院を調査のうえで仏教寺院として存続する見込みのないものに財産を付

与することによって、処分を進める意図を持っていたと推測されよう。

三、靈山登拝の盛行

聖護院で本山派の立てなおしに盡力した自光坊快孝（一八三九—一八七四）は、明治三年（一八七〇）閏一〇月に本寺役所に大峰、葛城両峰の千日山籠を願ひ出て許された⁽²⁰⁾。彼はその意図を修験道を名義相応の義とする為に役行者の遺風を守り、大峰山に引き籠って捨身苦修の実行をする⁽²¹⁾と述べている。そして当初は吉野の実城寺に行ったが、その後大峰山中の前鬼に赴いて修行し、そこで修行中の木曾御岳出身の実利（一八四三—一八八四）に「垢離の大事」を授けている。この実利は前鬼の行者坊五鬼熊義真を師として筆の岩屋と前鬼で二度にわたって千日籠山をした。さらに回国修行したのち、明治一四年（一八八一）から熊野の那智に籠山し、同一七年（一八八四）那智の大滝で捨身入定した行者である⁽²²⁾。なお自光坊快孝は前鬼での修行後、吉野山吉水院住持となり、あわせて大和一円天台宗教義取締になった。そして明治六年（一八七三）十一月には、大峰山中の深仙で満行法要を営んだが、翌七年吉野山で死亡した。

この自光坊快孝や実利の大峰山中での壮絶な峰入修行に

促されたかのように、聖護院や三宝院では明治中期以降、大峰山で配下の修験者を集めて盛大な峰入を行なった。主なものをあげると、聖護院では明治一九年（一八八六）九月雄真大僧正を大阿闍梨として深仙灌頂会を施行した。これは嘉永二年（一八四九）の開壇以来、三十七年にあたるものである。また明治三二年（一八九九）の五月一二日から六月一日にかけては、神変大菩薩千二百年忌を記念する峰入が、五千人余の参加者を集めて盛大に施行された。その行列は一二日に園城寺を出発、聖護院をへて、役行者の廟所箕面山で採灯護摩供を施行、ついで吉野蔵王堂・洞川竜泉寺・山上本堂・小笹で採灯護摩供施行、奥駈後、六月一日に帰院した。なお聖護院では爾来ほぼ毎年、吉野から熊野に至る奥駈を実施している。

神変大菩薩千二百忌記念の峰入は三宝院でも一年おくれで明治三三年（一九〇〇）五月に行なわれた。その後三宝院では明治四二・四三年（一九〇九・一〇）にも峰入が行なわれ、四四年以降は六月二日から七日にかけて花供の峰入が恒例化する。さらに明治四一年五月には理源大師一千年忌や、同四三年一〇月二三・二四日には恵印灌頂ならびに切紙伝授の法会が五〇人余の修験者の参加のもとに盛大に举行された。一方、峰入の盛行に呼応するかのように修験集団が次第に勢力をもち返してきた。まず本山派では役行

者の終焉の地とされる大阪の箕面寺が神変大菩薩の千二百年忌などを契機に興隆した。また廃寺となっていた本山派の峰入の拠点寺院吉野喜蔵院も、明治二年（一八八八）には聖護院末の寺院として復帰した。三宝院でも明治四五年（一九一二）無住のため荒廃していた恵印灌頂の根本道場で開祖聖宝の廟所でもある吉野鳥栖の鳳閣寺の住職に三寶院執事の山根福持をあてて同寺を再興している。また明治四三年（一九一〇）六月には、元来本山当山共同支配だった洞川の竜泉寺を三宝院末とし、ここに三宝院出張所を設置し、信者に先達号を授与した。大峰登拝口として多数の信者を集めていた洞川に三宝院の拠点をつくったのである。山門派の修験では、吉野一山の東南院、竹林院が修験寺院として活動をはじめている。また比叡山回峰行の道場無動寺でも明治三四年（一九〇二）開基千年を記念する法要が行なわれた。さらに明治三六年（一九〇三）には千日の回峰行をおえた叡南覚忍の行満を祝う各地の参拝者でにぎわいもした。比叡山の修験も復活したのである。

修験宗廃止令にもかかわらず大峰山には大阪の八島役講を始め数多くの講社が登拝した。明治初期に修験者の還俗や神勤により末派修験を失った聖護院や三宝院はこれらの諸講に積極的に働きかけた。講の方でもこれに呼応した。例えば天台宗寺門派による明治三二年（一八九九）の神変

大菩薩一二〇〇年忌には本山方の呼びかけに応じて多数の講が参加している。また三寶院では大正二年（一九一三）新門跡多田大僧正の晋山式を諸講員の為に特別に行なっている。これに添えて大阪三八、京都二二、神戸九、近江三の諸講が参加した。⁽²³⁾さらに明治後期から大正期にかけては全国各地の霊山でも峰入が盛行した。

四、神道指令・宗教法人令と霊山の社寺

戦後GHQは覚書「国家神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する件」（通称「神道指令」）を出した。これによって国家神道は廃止され、⁽²³⁾神道は個々の信者に支えられた宗教となるように命じられた。そして同年一二月二八日には、勅令第七一八号によって宗教法人令が公布された（施行は翌二年四月一日から）。これによって宗教法人の設立にあたっては、包括団体は文部大臣、社寺などの単位団体は地方長官に設立の登記をすれば宗教法人として認められることになった。また包括団体に属さない単立の社寺も認められた。そして昭和二年（一九五五）の元旦には、年頭詔書によって天皇は自らの神格を否定して人間宣言を行なった。また同年一月三日には、信教の自由、政教分離と国有財産を特定宗教に使用させることの禁止を規定した新憲法が公布された。

こうした状況にあって神道界では、昭和二年二月三日に神社本庁を設立し、多くの神社がこれに所属した。もっとも組織や財政基盤が確立している霊山の神社は神社本庁に所属せず、単立法人となったり、独自の教派を設立しようとした。単立法人となったものには、熊野坐神社（元官幣大社）、熊野那智大社（元官幣大社）、奈良県の大神神社（元官幣大社）、福岡県の高良神社（元国幣大社）、武州御岳神社（元県社）などがある。次に霊山の神社が中心となって設立した神道教派には、「大山阿夫利神社本庁」（元県社大山阿夫利神社）、「木曾御岳本教」（元県社御岳神社）、「白山教」（元官幣中社白山比咩神社）、「石鎚本教」（元県社石鎚神社）、「熊野修験道」（熊野坐神社）などがある。このほか昭和二六年（一九五二）には霧島神宮で教派形成の動きがあったが実らなかったようである。もっとも現在はいこれらの単立法人のほとんどは神社本庁に加わっている。ただ教派では、木曾御岳本教、石鎚本教、熊野修験道は存続している。

一般の神社は政教分離によって、戦前のように地域社会の住民すべてを氏子とし、地域行政によって支えられることが出来なくなった。その結果他の宗教と同様に信者によって維持されることが必要となった。それに加えて、昭和二年一〇月に施行された第二次農地改革によって神饌田や仏供田などを除いて所有する農地が接収されることに

なった。また戦前に一部の神社に与えられていた国庫供進金が廃止された。なお主要な修験霊山に対して与えられていた昭和二〇年度の国庫供進金（円）は第一表「修験霊山の神社境内地処分一覧」の右欄の通りだった。²⁴こうした財政上のこともあって、宗教界では、新憲法の

第1表 修験霊山の神社境内地処分一覧

山名	神社名	処分年月日 (昭和)	処分地積 (坪)	昭和20年度 国庫供進金 (円)
羽黒山	出羽神社	27, 1, 11	468105	
月山	月山神社	27, 1, 11	5349144	800
湯殿山	湯殿山神社	27, 1, 11	1042500	
男体山	二荒山神社	26, 3, 12	10220243	700
相模大山	大山阿夫利神社	24, 10, 1	47260	
富士山	富士本宮浅間神社	49, 4, 9	1233413	6800
白山	白山比咩神社	26, 6, 11	8357743	1200
木曾御岳	御岳神社(三岳村)	25, 12, 3	3348	
	御岳神社(王滝村)	24, 4, 30	1566	
三輪山	大神神社	24, 12, 26	979911	800
熊野本宮	熊野坐神社	26, 7, 26	16164	5200
新宮	熊野速玉神社	27, 10, 6	22429	5000
那智	熊野那智神社	27, 12, 12	19434	1000
石鎚山	石鎚神社	26, 8, 15	17020	
英彦山	英彦山神社	25, 5, 2	62290	2900
霧島山	霧島神宮	29, 9, 6	244573	1200

大蔵省財務局編『社寺境内処分誌』昭29、『神社行政沿革史下』の

政教分離にもとづいて国有財産を特定宗教に使用させることを禁じたことに抵触する国有境内地の譲渡を積極的に陳情した。これに応えて政府の方では、昭和二十一年八月一日に国有境内地譲渡審査委員会が日光の境内他を調査した。一方神社本庁では機関紙『神社新報』に昭和二十一年一月に三回にわたって和歌森太郎の論説「山の神社と修験道」を連載した。この中で和歌森は、神社にとって山の信仰が不可欠であることと、この山の信仰から修験道が生まれたことを記している。こうした働きかけの結果、昭和二十二年（一九四七）四月一二日施行の「社寺境内処分法」（法律第五五号）によって国有境内地のうち「宗教活動に必要な土地を無償または時価の半額で譲渡されることになった。なお無償のものは主として明治四年（一八九二）に上知されたもの、時価の半額のものはその以降に地方公共団体が社寺に境内地として提供したものである。²⁵」

ところで山岳神社はいずれも山岳や森を、神霊の居処、斎場、修行道場として重視している。また一般の神社でも鎮守の森を神霊の居処として崇めていた。その際全山を神霊の居所とする神奈備型（奈良県大神神社）、山頂や噴火口を崇める山頂型（静岡県富士本宮浅間神社）、山麓に神社を設ける山麓型（奈良市春日大社）、平地の森を神霊の居処とする平地型（京都市賀茂御祖神社の糺の森）、山腹に神社を

設ける山腹型（鹿児島県霧島神宮）など五種類のものがある。そして明治政府による神仏分離令によって神社となったかつての修験霊山には山頂型や山腹型のものが多かった。

境内地の払いさげを希望する神社は所轄の大蔵省財務局出張所（税務署に併置）に社寺名、国有財産の所在地、面積、その土地が1宗教建造物用地・2行事用地・3参道・4庭園・5祭殿保存地・6災害防止用地・7特定の由緒用地・8公園事業用地・9公益事業用地・10上記にある立木その他の定着物の一〇項のいずれにあたるかを明記して、申請する。

これを受けた財務局では、申請者がもと官幣大社・本山・面積五〇〇坪以上の場合には中央審査会、その他は地方審査会に審査を付託する。なおこの審査会は大蔵省・文部省・農林省関係の役人、神社界、仏教会、学会のそれぞれから選ばれた委員から構成されていた。実際の審査は昭和二十三年（一九四八）の夏から始まった。霊山の神社では境内地の霊山は御神体ゆえ宗教活動に必要なものとして譲渡を受けることを考えた。そして昭和二十三年二月九日・一六日の『神社新報』に神社本庁の岡田米夫の論説、「神体山の一考察」を掲載した。この中で岡田は古来神体山信仰は広義には山そのものを御神体として崇めるものと、山を修行の場とするものがある。前者は鎮守の森の信仰に展開し、後者は修験道の影響のもとに富士、二荒山などの講による登拝

の形をとっている。いずれにしる神体山は神社信仰の中核をなすものとした。これにもとづいて神社本庁では昭和二十三年四月に神体山関係神社協議会を発足させた。また山岳信仰研究会を組織して、大場磐雄・堀一郎・宮地直一・肥後和男などの学識経験者を招いて、随時山岳信仰の講演会を開催した。なお同じ頃CIE（連合国軍総司令部情報教育局）の宗教課の顧問を勤めた東京大学の岸本英夫は同大学宗教学研究室を中心とする山岳宗教の研究会を組織して調査研究を行なった。

この社寺境内地の処分は昭和二十七年（一九五二）末にはほぼ完了した。このうちの旧修験霊山の神社の処分結果は第一表「修験霊山の神社境内地処分一覧」に示す通りである。なお右欄には既述のように昭和二〇年度の国庫供進金（年額）をあげておいた。これを見ると戦前供進金を与えられず、境内地処分でもわずかしが譲渡を受けなかった相模大山・木曾御岳・石鎚山などが戦後教団を組織して積極的に講の組織化をはかっていることがわかる。そしてこれらをはじめとして霊山の神社では、講員を受け入れる為の登拝行事、さらにかつて修験が行なった特殊神事の復活、山を神霊の居処とする信仰にもとづく祖霊殿の建立や慰霊祭、さらに一般の人に呼びかける観光・文化活動を行なった。そこでは主としてさきの表にあげた神社に見られる主

要なもののみをあげておきたい。

登拝行事は山開と山閉が代表的なものであるが、日光二荒山神社（七月三二日に山開、八月七日に山閉―以下括弧内に両者をあげる）、大山阿夫利神社（七月二七日―八月一七日）富士本宮浅間神社（七月七日―八月一七日、奥宮例祭・八月一五日）、白山比咩神社（七月八日―八月三一日、奥宮大祭・七月二八日）木曽御岳神社（七月一五日―九月一五日）、霧島神宮（七月一日―九月一五日）などでこれを行なっている。なお講の組織化には出羽三山神社附属講社、日光二荒山神社登拝講、木曽御岳講、石鎚講などがある。次に修験的な特殊神事には、出羽三山神社の松例祭（修験の冬の峰の結願行事・一二月三二日）や峰中式（夏）、日光二荒山神社の湖上祭と灯篭流し（日光修験の船禪定の復活）、熊野新宮の神倉神社の御灯祭（二月六日）、那智大社火祭（七月四日）、英彦山神宮御田祭（三月二五日）、霧島神宮の山上での御神火奉納がある。祖霊殿は出羽三山神社、大山阿夫利神社、石鎚神社などに見られる。観光化は行政と結びつく形でなされているが、昭和二五年（一九五〇）の出羽三山の国立公園の指定、昭和二七年（一九五二）の富士山の名勝指定、昭和二三年（一九四八）の英彦山神域の天然記念物仏法僧棲息地指定などが観光客を招く大きな契機となったことを指摘しておきたい。

五、修験道の再生と修験系新宗教

戦後の宗教行政は昭和二〇年一二月二八日に勅令によって定められた宗教法人令にもとづいて行なわれた。けれどもそれ迄は昭和一五年（一九四〇）四月一日に国家総動員法にもとづいて宗教教団の大同団結を目指して制定された宗教団体法がもとになっていた。そこでまず宗教団体法とそれによる修験道のとりあつかいについて簡単に紹介しておきたい。同法により仏教教団は一宗一派とし五六教団を二八教団に、キリスト教は日本基督教団（プロテスタント）と日本天主教（カトリック）の二教団にまとめられた。この他宗教結社を届け出させ、村持ちの仏堂はすべて何れかの寺院、教派に所属させた。この結果天台では山門・寺門・真盛の三派が合同して天台宗となった。その際旧山門の金峯山寺と旧寺門派の聖護院が共に大本山とされたが、聖護院がこれに反発し、結局、文部省の宗務局長の調停で、聖護院を大本山、金峯山寺を修験道別格本山とするが、この二つの法流を認めることで決着した。一方真言方では高野山真言宗、真言宗醍醐派、東寺派、泉涌寺派、山階派、善通寺派、新義の智山派と豊山派の九派が合併して真言宗となった。その際旧当山派の修験は醍醐派に掌握された形で真言宗に所属した。なおこれらの中央の修験が修行道場と

していた山上ヶ岳の山上本堂（旧山上藏王堂）は吉野山と洞川が共有していたが、寺号を大峰山寺とし、天台宗と真言宗の共属とし、住職は吉野山の四護持院と真言宗の洞川竜泉寺が一年交代で勤めることになった。もともと現在は洞川側（竜泉寺）と吉野側（吉野山四ヶ寺のうち一院が交代）の各一院が住職を勤めている。

戦後の昭和二〇年一月二二日に公布された宗教法人令では、宗教団体は登記すれば宗教法人になり、宗教活動に対する喜捨は免税されることになった。そこで宗教団体法によって合併を強いられた諸教団、戦前に宗教活動を合法化するために便宜的に多少関連した教団に所属していた新宗教教団、類似宗教団体として政府の監督下にあった宗教結社が相いって独立した。特に明治政府によって廃止されて、仏教教団に属した旧修験の多くが独立した。富士、木曽御岳、石鎚など旧修験霊山でも多くの教団が成立した。今一方で既述のように、旧修験霊山の神社は峰入や修験行事を復活し、その活動に必要なものとして境内の山岳や森の譲渡を申請した。こうした状況にあつて、CIEでは修験道そのものについて知ることを考えて、相談役であると共に修験にもくわしい、岸本英夫や天台宗から独立した「修験宗」（旧本山派）総務の宮城信雅らに修験道について聴聞している。⁽²⁶⁾これらにもとづいてCIEが編集した『日本の

宗教』では修験宗について

「修験宗は小神秘宗派で、その創設者は奈良近郊の神主の息子役小角である。彼は神道の雰囲気に浸って山岳崇拜にもとづく苦行を仏教にもたらしめた。その教えでは神道の八百万神も含めてすべての神々は宇宙の中心神格の大日如来の顕現であるとする。そして仏徳が示現する神聖な場所である山岳を尊重する。また仏の身口意の三業の神秘的な働きを強調する。なお修験の教団にはこの修験宗の他に真言宗醍醐派がある。修験宗は明治五年（一八七二）に政府の布令によって天台宗となつたが、昭和二十一年（一九四六）に独立した。現在一九五の寺院、一四六八人の僧侶、二九二〇〇人の信者を有する。」⁽²⁷⁾

この「修験宗」は昭和二十二年（一九四六）三月一日に天台宗から分派して設立登記した旧本山派の修験教団である。またやはり天台宗に属していた岡山県の上流尊滝院も同年三月三〇日に「修験道」を設立し、同年四月二日には、園城寺を総本山とする天台寺門宗が設立された。この頃天台宗から分派独立した修験教派には同年六月七日に「羽黒山修験本宗」、二月一〇日に大阪の能勢妙見の「妙見宗」、二年五月一〇日に愛媛県越智郡清水村の石中寺を中心とする「石土宗」がある。翌二三年四月一六日には吉野山で

山門の東南院・桜本坊らが蔵王堂を本堂として「大峰修験道」(昭和二七年に「金峯山修験本宗」と改称)を設立した。ただ吉野一山の喜蔵院は修験宗に属し、竹林院は単立寺院となった。また二四年一月一日には京都の鞍馬寺が天台宗から独立して鞍馬仏教を創設した。

真言宗では昭和二〇年一月五日に宗教団体法で強制合併された真言宗が総本山会議を開いて、宗教団体法施行以前の九派が分派独立することを決定した。このうち旧当山派修験を包攝した真言宗醍醐派からは、さらに昭和二十一年に「まこと教団(現真如苑)」、昭和二十四年に「解脱報恩感謝会(現解脱会)」が分派独立した。この両教団は現在も醍醐三寶院と密接な関係を持っている。その他、昭和二十一年四月に大宝三年(七〇三)に利修上人開基の修験道場鳳来寺(愛知県鳳来町)が「真言宗五智教団」、同年二月に尼ヶ崎市の福田寺が「真言聖天宗」、昭和二七年に吉野鳥栖の鳳閣寺が真言宗鳳閣寺派を設立して独立している。

その他の真言教団からの旧修験系寺院の分派独立を見ると、高野山真言宗から昭和二六年(一九五二)三月に旧当山十二正大先達の一つ鼻高山靈山寺(奈良市中町)が「靈山寺修験宗」を設立して独立し、昭和二五年八月には、犬鳴山七宝滝寺(大阪府泉佐野市)が葛城修験道を標榜して「真言宗犬鳴派」を設立した。また真言宗御室派からは、昭和

二二年(一九四七)に石鎚山旧別当の前神寺(愛媛県西条市)が「真言宗石鎚派」、昭和二八年(一九五三)五月に同じく石鎚信仰にもとづく極楽寺(西条市)を本山とする「石鎚山真言宗」、昭和二四年(一九四九)に岩屋山光明院(京都雲ヶ畑)が「岩屋山不動宗」を設立している。真言宗山階派からは昭和二十一年八月に大聖観音寺(大阪市住吉区)が独立して「観音宗」、新義真言宗豊山派からは昭和二五年五月に湯殿山注連寺(山形県東田川郡)が独立して「新義真言宗湯殿山派」を設立した。なお新義真言宗智山派からは、昭和二六年(一九五二)一月に役行者開基の岐阜県不破郡の明星輪寺が独立して単立寺院となっている。ちなみに薬師寺を総本山とする法相宗では昭和二七年(一九五二)に新しい宗制の認証を得たが、それには法相修験本宗の規則が含まれている。

神道系の修験教団には富士信仰にもとづく「扶桑教」「実行教」、「神道本教」から昭和二十一年に分派独立した「丸山教」がある。また木曾御岳に関しては「御岳教」の他に同教から二二年三月一日分派独立した「御岳教修正派」(本郡新潟県北蒲原郡)と既述の木曾御岳山麓の御岳神社(長野県西筑摩郡三岳村)が、昭和二十一年七月に設立登記した「木曾御岳本教」がある。この他大成教所属の教会が独立した「修験道教」(東京都葛飾区)は役行者の遺訓を實踐するこ

とを目的としている。

これらの修験系諸教団の、教団設立が認可制になる宗教法人法施行直前の昭和二五年一月三十一日現在の各教団から報告された教勢は第二表「修験系教団教勢一覧―昭和二五年」の通りである。

結

慶応四年（一九六〇）の明治政府による神仏分離令と、戦後の昭和二〇年十二月にGHQが出した「神道指令」・それに続く宗教法人令・新憲法はいわば対極をなす性格のものである。すなわち神仏分離令は国学やその影響を受けた尊皇攘夷論にもとづくもので、祭政一致をとき、後に国家神道にと展開していく。これに対して神道指令はこの国家神道を廃し、国家の宗教への関与を禁じたもので、神道は他教と同様、宗教としてののみ存続が認められたもので、政教分離・信教の自由を保証する宗教法人令、新憲法にと展開する。なお前者は古来の伝統にもとづく内在的な政治権力、後者は占領軍という外的権力によって発令された。

一方民衆は幕末期には、護符の降下と奇跡を求めてそれに群がる人々の乱舞から成る「ええじゃないか」が流行した。なお関東から東海ではこの囃しことばとして「六根清浄」が唱えられていたことに注目しておきたい。⁽²⁸⁾一方戦後

の民衆は一種の虚脱状態にあった。この頃自分を天照大神とした北村さよの踊る宗教（天照皇大神宮教）が登場している。なお維新当初政府はキリスト教を排斥したが、GHQはキリスト教の布教を助けている。明治政府は託宣・祈祷・卜占・淫祠などを禁止した。これに対して戦後は現世利益に応える新宗教が隆盛したが、マスコミがこれに圧力をかけている。ところで明治政府は欧米など列強の外圧に対抗するための国内統一を目指して神道を国教化した。⁽²⁹⁾一方一九四九年の中華人民共和国の成立、一九五〇―五五年の朝鮮戦争により、共產主義が外圧となると、GHQは日本人の精神的な支えとして神道を助成するようになっていった。

ところでこの神仏分離にはじまる国家神道がほぼ成立した大正デモクラシー期は今一方で民衆の間で霊山の登拝、社寺参詣、巡礼、遍路が盛んになり、大本教、霊友会をはじめとする新宗教がおこっている。また神道指令後の宗教法人令により数多くの修験教団や修験系の新宗教がおこっている。また境内地譲渡のこともあって、霊山の神社では、社殿の背後の山は御神体であると主張すると共に、近世期に盛んに行なわれた修験の峰入行事や祖霊祭を行なっている。このことは神仏分離、修験道廃止という試練の中で存続し、大正デモクラシー期に一時蘇った霊山の信仰が、神社界の危機の時にあらためて見なおされたことを示してい

教師			非教師			合計			教信徒		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	教徒	信徒	計
777	161	938	95	25	120	872	186	1058	462	31837	32299
617	69	686	216	49	265	833	118	951	7386	50795	58181
2697	573	3270	1918	974	2892	4615	1547	6162	54880	709944	764824
3091	3212	6303	1503	1154	2657	4594	4366	8960	200	763719	763919
232	124	356	152	144	296	384	268	652		76860	76860
35	11	46	1454	18	1472	1489	29	1418	3250	19500	22750
8		8	13		13	21		21	72	8500	8572
7457	4150	11607	5351	2364	7715	12808	6514	19322	66250	1661155	1727405
72	82	154				72	82	154	5266		5266
162	279	441	66	113	179	228	392	620	782	95100	95882
24	11	35	9	19	28	33	30	63	1300	6700	8000
25	1	26	9	4	13	30	9	39		5188	5188
4	12	16				4	12	16		5999	5999
287	385	672	84	136	220	367	525	892	7348	112987	120335
1067	639	1706							7877	144100	151977
649	76	725								86328	86328
20	27	47								458	458
5	12	17							17	3361	3378
1275	831	2106							3549	211014	214563
1932	11	1943								12105	12105
11	8	19							2	1226	1228
4959	1604	6563							11445	458592	470037
5531	2556	8087							17723	339609	357332
1906	357	2263								207765	207765
47	6	53								2000	2000
13	2	15								620	620
22	14	36							1208	3126	4334
2		2							15	1300	1315
7	6	13							65	3210	3275
8		8								600	600
7536	2941	10477							19011	558230	577241
832	460	1292								113246	113246
131	52	183	18	17	35	149	69	218		34000	34000
963	512	1475	18	17	35	149	69	218		147246	147246
31	27	58	17	31	48	48	58	106		110240	110240
17		17	148	31	179	165	31	196		9490	9490
315	154	469								35550	35550
103	197	300				103	197	300		90000	90000
466	378	844	165	62	227	316	286	602		245280	245280
1	1	2								1000	1000
37	39	76							76	3380	3456
										1996	1996
55	55	110							12000	22680	34680
20	30	50							500	1000	1500
12	8	20							18	1610	1628
1	1	2							1188		1188
4		4				4		4	25	570	595
130	134	264				4		4	13807	32236	46043
21798	10104	31902	5618	2579	8197	13644	7394	21038	117861	3215726	3335387

出典 『宗教団体教信徒信徒数一覧』昭和二十五年二月三十一日現在
 なお、空欄は上記一覧に実数が記載されていないことによる。 文部大臣官房宗務課

第2表 戦後の修験系教団教勢一覧（昭和25年（1951）12月31日現在）

	教団名	所在地	宗教法人			非宗教法人				計
			社寺	教会	計	社寺	教会	布教所	計	
Ⅰ旧修験教団	天台寺門宗	滋賀県大津市	220	13	233	2	95	102	199	432
	修験宗	京都市左京区	173	2	175	38	30	14	82	257
	真言宗醍醐派	京都市伏見区	925	73	998		302		302	1300
	大峯修験宗	奈良県吉野山	28	34	62		69	9	78	140
	修験道	岡山県児島郡	31	28	59	7	19	78	104	163
	羽黒山修験本宗	山形県東田川郡	7	1	8	4	2	1	7	15
	新義真言宗湯殿山派	〃	7	2	9					9
	計		1391	153	1544	51	517	204	772	2316
Ⅱ旧修験寺院	鞍馬弘教	京都市左京区	5		5		26		26	31
	妙見宗	大阪府豊能郡	1	12	13		78	145	223	236
	真言宗犬鳴派	大阪府泉佐野市	5		5			9	9	14
	真言宗鳳閣寺派	奈良県吉野郡								
	真言宗修験派	香川県木田郡	4		4		17	6	23	27
	修験聖天宗	兵庫県尼崎市								
	岩屋山不動宗	京都市北区	1		1		15		15	16
	計		16	12	28		136	160	296	324
Ⅲ富士信仰系	扶桑教	世田谷区松原		229	229		99	316	415	644
	丸山教	川崎市登戸		68	68		3	14	17	85
	富士教	豊島区巣鴨市		1	1		2	2	4	5
	扶桑富士本教	静岡県駿東郡								
	富士御教	静岡県富士宮市		7	7					7
	実行教	埼玉県大宮市	4	101	105		292		292	397
	新正教	愛知県豊川市		7	7		119		119	126
	大日本富士教	大阪府寝屋川市		5	5		5	3	8	13
	計		4	418	422		520	335	855	1277
Ⅳ御岳教関係	御岳教	長野県西筑摩郡		452	452		525	1586	2111	2563
	本曾御岳本教	〃		225	225		14		14	239
	神道国清教	中野区鷺宮					3	1	4	4
	御岳山曾間本教	愛知県一宮市		6	6					6
	日之本教	兵庫県朝来郡	1	8	9	2	1	2	5	14
	御岳大社教	名古屋市中区		2	2					2
	御岳教修正派	新潟県北蒲原郡		5	5			4	4	9
	御岳宗覚武教	徳島市昭和町		1	1					1
	計		1	699	700	2	543	1593	2138	2838
Ⅴ石鎚系	石鎚本教	愛媛県西条市								
	神道石鎚教	愛媛県松山市								
	石鎚教	愛媛県西条市		61	61		63	47	110	171
	石土宗	愛媛県今治市	14	3	17	9	6	2	17	34
	計		14	64	78	9	69	49	127	205
Ⅵ新宗教修験系	まこと教団（真如苑）	立川市	16	5	21	3	2	3	8	29
	解脱会	新宿区荒木町		177	177		2		2	179
	修験道教	葛飾区青戸		70	70			73	73	143
	大和宗	宮城県塩釜市	1		1					1
	計		17	252	269	3	4	76	83	352
Ⅶ山岳信仰系新宗教	出雲神奈備教	鳥根県出雲市		1	1					1
	大三輪教	奈良県桜井市		4	4		10		10	14
	大山阿天利神社本庁	神奈川県中郡						30	30	30
	大和教	宮城県塩釜市		6	6		15		15	21
	高御位教	兵庫県印南郡	1	1	2					2
	弥山教	山口県徳山市		5	5		1		1	6
	日本不動教	大阪市東成区		1	1					1
	不動教団	東京都足立区	3		3					3
	計		4	18	22		26	30	56	78
	総計		1447	1616	3063	65	1815	2447	4327	7393

る。このように靈山や森の信仰はいわば日本の民俗宗教の基調音として存続しているのである。

注

- (1) 近年の代表的なものには神仏分離に関しては、圭室文雄『神仏分離』教育社、一九七七、安丸良夫『神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈』岩波書店、一九七九、大原康男『神道指令の研究』、一九九三がある。
- (2) 阪本是丸『神仏分離研究の課題と展望』、神社本庁教学研究所紀要、一〇、二〇〇五。
- (3) 辻善之助『日本仏教史の研究、続編』、金港堂書店、一九三一、六六一―七〇六頁、伊東多三郎『近世史の研究』第一冊、吉川弘文館、一一六五頁。
- (4) 井門富士夫編『占領と日本宗教』、未来社、一九九三。
- (5) 文化庁編『明治以降宗教制度百年史』、(文化庁、一九七〇)の一〇頁に神仏分離令としてあげる一二の法令の通番号を示す。なお以下の記述に関しては、同書一一―一七頁参照。
- (6) 伊達光美『日本宗教制度史料類聚考』、厳松堂書店、一九三〇、以下特にことわらない限り法令は本書によっている。
- (7) 宮家準『修験道組織の研究』、春秋社、一九九九、一八六―二〇二頁、首藤善樹『金峯山寺史』、国書刊行会、二〇〇四、二二六―二五二頁。
- (8) 戸川安章『新版出羽三山修験道の研究』、佼成出版社、一九八六、二三七―三〇八頁、後藤越司『出羽三山の神
(9) 仏分離』、岩田書院、一九九九。
(9) 長野覚『英彦山修験道における神仏分離の受容と抵抗』、桜井徳太郎編『日本宗教の正統と異端』、弘文堂、一九八八。
(10) 岩崎敏夫『修験道資料上之坊岩崎文書』、東北学院大学東北文化研究所紀要、七、一九七六、七三一―七四頁。
(11) 『本山事務改革法務衣体式并官位昇進及職員録』(抄)、聖護院文書三〇箱。
(12) 『薩摩廃仏史料』、『明治維新神仏分離史料』第四卷、名著出版、一九七〇、一一二―一二四頁。
(13) 太政類典第一編、一三三卷、『明治維新神仏分離史料』、五卷、一一五―一一六頁。
(14) 文化庁『明治以降宗教制度百年史』、一九七〇、一一、一三頁。
(15) 『公文録 三九五』、なお天社神道の禁止に関しては林淳『近世陰陽道の研究』、吉川弘文館、二〇〇五、三七三―三七五頁。
(16) 『新聞集成、明治編年史』。
(17) 明治六年五月「兩宗管長より教部省への回答書」による。
(18) 中条真善『修験大要』、総本山醍醐三宝院門跡、一九四二、六三一―六四頁。
(19) 海浦義観述『験乗書蒐集懷旧談』、日本大藏經編纂会会報、一七、一九一六、三頁。
(20) 森毅『幕末維新と修験―奥州盛岡総録、自光坊快孝について』、岩手県立盛岡短期大学研究報告、二五号、一九七四、参照。
(21) アンヌ、マリ、ブツシイ『捨身行者実利の修験道』、角川書店、一九七七。

- (22) 宮家華『大峰修験道の研究』、佼成出版社、一九八八、二四〇—二四九頁。
- (23) 文化庁『明治以降宗教制度百年史』、二八一—二九八頁。
- (24) 『昭和二〇年度国庫供進金調』『神道行政沿革史』、下の下、三一—三五頁、一七五頁。
- (25) 大蔵省管財局編『社寺境内地処分誌』、大蔵省財務協会、一九五四、一六三—一七〇頁、なお以下の記述の多くは本書によっている。
- (26) 宮城信雅は昭和二二年（一九五四）五月一日午前中に文部省宗務課を訪れて打ちあわせをしたうえで、CIE宗教係に出頭し、修験宗の歴史、行事、教義などについて約三時間にわたって説明している。『修験』五、六合併号、一九四七。
- (27) 総司令部・民間情報教育部宗教文化資料課編、文部省宗教研究会訳、『日本の宗教』、国民教育普及会、一九五五、八八—八九頁。
- (28) 高木俊輔『ええじゃないか』、教育社、一九七九、一五一—一七頁。
- (29) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、岩波書店、一九九四、参照。

（慶應義塾大学名誉教授）